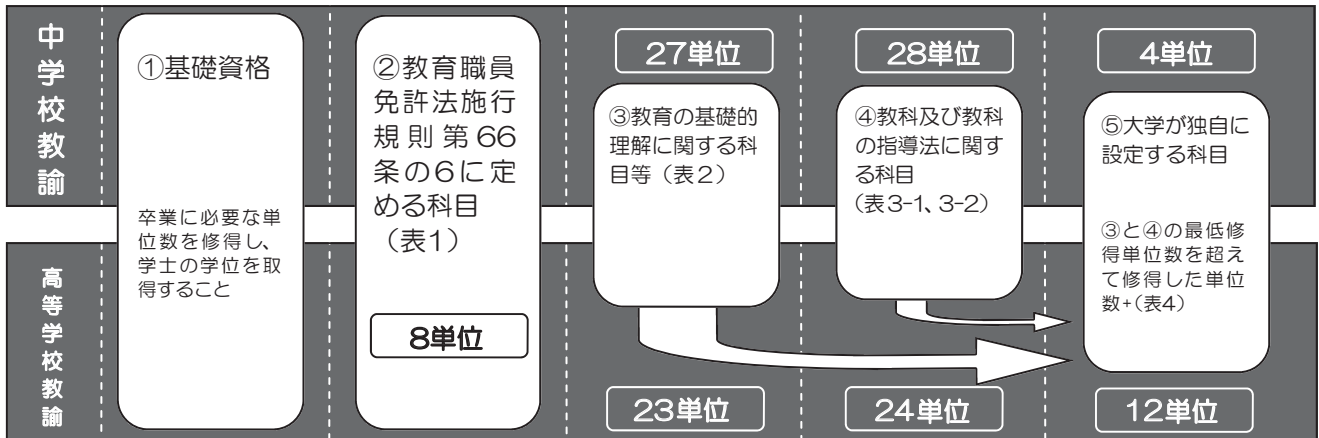


## 教職課程の履修について（理科）

本学で取得できる免許状（理科）と学部学科は次のとおりです。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
危機管理学部	動物危機管理学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理 科

教育職員免許状（理科）を取得しようとする学生は、下記の①～⑤の条件を最低限満たすことが必要です。



### ①基礎資格：

卒業に必要な単位を修得し、学士の学位を取得すること。

### ②教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目：

免許状の種類に関係なく、「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」に関する科目を8単位以上修得すること（表1）。

（表1）

教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目		本学における開講科目			
科 目	単 位 数	授 業 科 目	単 位 数	年 次	備 考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	1～4	・1年次に修得することが望ましい
体 育	2	健康の科学 スポーツ実技	2 1	1～4 1～4	・スポーツ実技は必ず修得すること ・1年次に修得することが望ましい
外国語コミュニケーション	2	実用英会話Ⅰ 実用英会話Ⅱ	1 1	2 2	
情報機器の操作	2	情報リテラシー	2	1	
合 計	8				

(表2) ③教育の基礎的理解に関する科目等 中学校・高校一種免許(理科)

科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目名	単位数	必・選		備考			
					中	高				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	教育原論	2	◎	◎				
			教職概論	2	◎	◎				
			教育行政学	2	◎	◎				
			教育心理学	2	◎	◎				
			特別支援教育論	1	◎	◎				
			教育課程論	2	◎	◎				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	中10 高8	道徳教育の理論及び方法	2	◎					
			総合的な学習の時間の指導法及び特別活動の指導法	2	◎	◎				
			教育の方法及び技術	2	◎	◎				
			生徒指導の理論及び方法	2	◎	◎				
			教育相談の理論及び方法	2	◎	◎				
			進路指導論	1	◎	◎				
			教育実践に関する科目	教育実習 学校体験活動 教職実践演習	中5 高3	教育実習Ⅰ	2	◎	◎	「事前事後指導1単位を含む」
						教育実習Ⅱ	1	◎	○	
教育実習Ⅲ	2	◎				◎				
教育実習Ⅳ	1	◎				○				
教職実践演習(中・高)	2	◎				◎				

- ・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む) 中学 30単位 ◎: 免許状取得に必要な必修科目  
高校 28単位 ○: 免許状取得に必要な選択科目
- ・教員の免許状取得のための選択科目 中学 0単位  
高校 2単位

### 教育実習参加条件

「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」「教育実習Ⅳ」「教職実践演習(中・高)」を履修する者は、次の要件を充足するものとする。

授業科目	履修要件
教育実習Ⅰ	(1) 教育の基礎的理解に関する科目等について「教育原論」「教育心理学」「教職概論」を含む20単位以上を修得していること。 (2) 教科及び教科の指導法に関する科目について次の要件を充足していること。 「物理学Ⅰ」「物理学Ⅱ」「化学Ⅰ」「化学Ⅱ」「生物学Ⅰ」「生物学Ⅱ」「地学Ⅰ」「地学Ⅱ」の8科目16単位のうち、14単位以上修得し、かつ「物理学実験」「化学実験」「生物学実験」「地学実験」の4科目4単位のうち、3単位以上修得していること。 (3) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目について、必要単位8単位のうち「日本国憲法」「スポーツ実技」を含む6単位以上を修得していること。 (4) 懲戒処分を受けていないこと。 (5) 健康状態その他の事由により実習継続が困難でないこと。注1)
教育実習Ⅱ	「教育実習Ⅰ」を修得又は履修中であること。
教育実習Ⅲ 教育実習Ⅳ	(1) 教育の基礎的理解に関する科目等について、2年次までの必修科目をすべて修得していること。 (2) 「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」を修得又は履修中であること。 (3) 教科及び教科の指導法に関する科目の必修科目をすべて修得していること。 (4) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目について、「日本国憲法」「スポーツ実技」を含む8単位以上を修得していること。 (5) 中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、介護等体験を修了していること。 (6) 懲戒処分を受けていないこと。 (7) 健康状態その他の事由により実習継続が困難でないこと。注1)
教職実践演習(中・高)	「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」「教育実習Ⅳ」を修得又は履修中であること。

注1) 実習継続の判断は、教職・学芸員課程運営委員会が行う。

(表 3-1) ④教科及び教科の指導法に関する科目 中学校一種免許状（理科）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	最低取得 単位数	単 位 数	必・選	備考	参考 高
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	物理学	物理学Ⅰ	28 (中)	2	◎	◎
			物理学Ⅱ		2	◎	◎
		物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	物理学実験		1	◎	◎
		化学	化学Ⅰ		2	◎	◎
			化学Ⅱ		2	◎	◎
			機器分析学		2	○	○
		化学実験（コンピュータ活用を含む。）	化学実験		1	◎	◎
		生物学	生物学Ⅰ		2	◎	◎
			生物学Ⅱ		2	◎	◎
			動物学		2	○	○
	動物機能形態学		2		○	○	
	実験動物学Ⅰ		2		○	○	
	実験動物学Ⅱ		2		○	○	
	生態学		2		○	○	
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	生物学実験	1		◎	◎	
		動物機能形態学実習	1		○	○	
		実験動物学実習	1		○	○	
	地学	地学Ⅰ	2		◎	◎	
		地学Ⅱ	2		◎	◎	
		地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地学実験		1	◎	◎
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目							
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		理科教育法Ⅰ	2	◎	◎		
		理科教育法Ⅱ	2	◎	◎		
		理科教育法Ⅲ	2	◎	○		
		理科教育法Ⅳ	2	◎	○		

・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む） 28単位 ◎：免許状取得に必要な必修科目  
 ・教員の免許状取得のための選択科目 16単位 ○：免許状取得に必要な選択科目

(表 3-2) ④教科及び教科の指導法に関する科目 高校一種免許状（理科）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	最低取得 単位数	単 位 数	必・選	備考	参考 中		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	物理学	物理学Ⅰ	24 (高)	2	◎	◎		
			物理学Ⅱ		2	◎	◎		
		化学	化学Ⅰ		2	◎	◎		
			化学Ⅱ		2	◎	◎		
			機器分析学		2	○	○		
		生物学	生物学Ⅰ		2	◎	◎		
			生物学Ⅱ		2	◎	◎		
			動物学		2	○	○		
			動物機能形態学		2	○	○		
			実験動物学Ⅰ		2	○	○		
	実験動物学Ⅱ		2		○	○			
	生態学		2		○	○			
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	物理学実験	1		◎	◎			
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	化学実験	1		◎	◎			
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	生物学実験	1		◎	◎			
	動物機能形態学実習	1	○		○				
	実験動物学実習	1	○		○				
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地学実験	1		◎	◎			
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目								
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		理科教育法Ⅰ		2	◎	◎		
理科教育法Ⅱ			2	◎	◎				
理科教育法Ⅲ			2	○	◎				
理科教育法Ⅳ			2	○	◎				

・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む） 24単位 ◎：免許状取得に必要な必修科目  
 ・教員の免許状取得のための選択科目 20単位 ○：免許状取得に必要な選択科目

(表 4) ⑤大学が独自に設定する科目 高校一種免許状（理科） 中学校一種免許状（理科）

科目区分	授業科目	単位数		備考
		必	選	
大学が独自に設定する科目	介護等体験の研究		2	「⑤大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低取得単位を越えて履修した「④教科及び教科の指導法に関する科目」又は最低取得単位を越えて履修した「③教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校一種免許状では4単位以上、高校一種免許状では12単位以上を取得
	生涯学習論		2	
	道徳教育の理論及び方法		2	
	理科教育基礎演習		1	
	理科教育実践演習		1	
	教職理科演習Ⅰ		1	
	教職理科演習Ⅱ		1	
	教職理科演習Ⅲ		1	
	教職理科演習Ⅳ		1	
	学校安全教育		2	

- ・ 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む） 0単位
- ・ 教員の免許状取得のための選択科目 中学12単位、高校14単位
- ・ 他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計 中学18単位、高校24単位

※「道徳教育の理論及び方法」は、中学校教諭一種免許状においては必修科目である。

#### 教育実習について

教育実習は教職課程において今まで受講してきた成果を発揮して、実際に中学校、高等学校等の教育現場で実習を行うものです。

これによって、教員としての素地を養うとともに、必要な知識や技能・態度を身につけ、教育全般に対する理解を深めることを目的としています。

中学校免許状取得のためには教育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳが、高等学校免許状取得のためには教育実習Ⅰ・Ⅲが必修となっています。なお、単位認定に必要な時間数との関係から、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設およびボランティア団体における「教育実習に準ずる経験」等によって補う場合もあります。

教育実習Ⅰ (2単位)	教育実習を効果的かつ実りあるものにするために、教育実習に係る事前および事後の指導を現場実習の前後に行います。
教育実習Ⅱ (1単位)	授業観察と学習指導案の作成に重点を置いて、教育実習Ⅲに向けて授業実施の準備をします。
教育実習Ⅲ (2単位)	中学校、高等学校の教育現場で、観察、参加、授業実習あるいは、生徒との交流を通して、教員としての実践的指導力の基礎を修得します。
教育実習Ⅳ (1単位)	教育実習Ⅱを踏まえ、再度学校現場を経験することにより、教育実習Ⅲで養成された教員としての実践的指導力を一層向上させ、教育全般についての理解を深化・拡充させます。

#### ※注意事項

- ・ 「教育実習Ⅲ」、「教育実習Ⅳ」は4年次6月頃に実施する予定です。
- ・ 教育実習に必要な経費の徴収については別途指示します。
- ・ 各科目の受講等についての申し込み手続きや連絡事項の伝達、受講希望者の把握のために、これらの実施の年度にガイダンスを開催することがあります。個人的な事情でこのガイダンスを欠席した場合には、受講が認められない場合があります。ガイダンスの実施日時、場所等については、掲示等によって伝達しますので、見落とさないよう十分注意してください。

#### 介護等体験について

小・中学校教諭の普通免許状の取得を希望する学生に対して、平成10年4月1日から介護等体験法（通称）が施行されました。介護等体験は、社会福祉施設や特別支援学校（盲・聾・養護学校）等での介護や交流等の体験（合計7日間以上《内訳：施設5日間以上、学校2日間以上》）を通じて、高齢者や障害者への理解を深めることを目的としています。

介護等体験には、原則として2年次に参加することになっています。参加希望者は、4月のオリエンテーションで所定の手続きをしてください。なお、介護等体験の修了後「介護等体験証明書」が発行され、これが免許状申請時に必要な書類となります。

## 履修手続きについての注意事項

教職科目の履修手続きは通常の各学部・学科開設科目の履修の手続きと同じですが、「教育実習」についてはP.52「教育実習参加条件」を参照してください。履修にあたっては、本学ホームページに掲載のシラバスに、使用する教科書や評価方法等が記載されていますので、それらを参考にしてください。

## 教育職員免許状の申請手続きについて

教員免許状は、「教育職員免許法」に定める単位を修得し、卒業要件を充たした者が各都道府県へ申請することによって初めて授与されます。

**一括申請** 一括申請とは、本学に在籍している学生を対象に本学が一括して千葉県教育委員会へ申請手続きを行うことを言います。一括手続きに関するガイダンスは、原則として4年次生を対象に秋に開催されます。免許状授与申請をする学生は、このガイダンスに必ず出席してください。なお、日時・会場等の連絡は掲示で行います。

**個人申請** 一括申請書類提出時に申請しなかった場合等

に行います。個人申請を行う場合には、希望する都道府県の教育委員会で必要な書類を確認して、各自で申請します。都道府県教育委員会によっては、申請方法や書類の種類が異なることがあります。十分に確認の上手続きを行ってください。

個人申請は卒業後随時行うことができますが、多くの教育委員会では、繁忙期に個人申請の受付が停止される場合があります。受付期間等については、各自で問い合わせてください。

【中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状 取得見込みチェック表】

